

小田原市図書館条例の一部改正等について

1 改正の背景

「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」（平成27年2月策定）に基づき、「小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設」内に新たな図書施設を整備（平成32年度内）し、その管理運営業務を効果的に行うため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとしました。

また、平成32年3月に市立図書館（星崎記念館）を閉館することとするほか、かもめ図書館を統括館（中央館）として、その名称を変更するなど、本市の図書館体制を包括的に整え、機能強化を図ることとするため、関連する条例等の一部改正等を行うものです。

2 改正・廃止する条例・規則

- (1) 改正する条例・規則 小田原市図書館条例・小田原市図書館条例施行規則
- (2) 廃止する条例 星崎記念館条例

3 改正の内容

本市の図書館の体制をかもめ図書館と新たな図書施設の2館体制とし、かもめ図書館を市内全域の図書サービスを統括する中央館と位置付けることに伴う名称の変更や、新たな図書施設の管理運営業務を指定管理者に行わせるため、小田原市図書館条例を次のように一部改正します。

(1) 図書館の設置、名称及び位置

「小田原市立かもめ図書館」の名称を「小田原市立中央図書館」（以下「中央図書館」といいます。）に変更するとともに、新たな図書施設を図書館法に位置付けられた図書館とし、その名称を「小田原市立小田原駅東口図書館」（以下「小田原駅東口図書館」といいます。）とし、その位置を定めることとします。

なお、かもめ図書館は愛称として存続させることとします。

名 称	位 置
小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号
小田原市立小田原駅東口図書館	小田原市栄町一丁目1番15号

(2) 小田原駅東口図書館の管理運営

ア 指定管理者による管理

小田原駅東口図書館の管理については、その適正な管理と読書活動の振興を図ることができる指定管理者に行わせることとします。

イ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う小田原駅東口図書館の管理運営業務の範囲は、小田原駅東口図書館の運営及び維持管理に関する業務のほか、小田原市教育委員会が必要と認める業務（指定管理者からの提案も含めます。）とします。

ウ 小田原駅東口図書館の入館の制限

指定管理者は、次の項目のいずれかに該当する者の入館を拒み、又は退館させることができることとします。

- (ア) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (イ) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者
- (ウ) 他人に危害を及ぼし、又は人の迷惑となる物品を携帯する者
- (エ) このほか、管理上支障があると認められる者

(3) 休館日の変更

中央図書館と小田原駅東口図書館の休館日を次のとおりとします。

なお、中央図書館については教育委員会が特に必要があると認めるときはその休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができ、小田原駅東口図書館については指定管理者が特に必要があると認めるときには教育委員会の承認を得て臨時に休館、又は開館をすることができることとします。

図書館名	現状	平成32年度以降
中央図書館 (現かもめ図書館)	毎月第4月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 12月28日から1月3日まで特別整理期間（5月1日から6月30日までの間で7日以内）	毎週月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 12月28日から1月3日まで特別整理期間（5月1日から6月30日までの間で7日以内）
市立図書館	毎月第4月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 12月28日から1月3日まで特別整理期間（5月1日から6月30日までの間で7日以内）	廃止
小田原駅東口図書館		毎月1回 12月28日から1月3日まで特別整理期間（5月1日から6月30日までの間で7日以内）

(4) 開館時間の変更

中央図書館と小田原駅東口図書館の開館時間を次のとおりとします。

図書館名	現状	平成32年度以降
中央図書館 (現かもめ図書館)	午前9時から午後7時まで 土曜日、日曜日及び休日は午前9時から午後5時まで (視聴覚コーナーに係る開館時間は、午前9時から午後5時まで)	
市立図書館	午前9時から午後5時まで 金曜日は、午前9時から午後7時まで	廃止
小田原駅 東口図書館		午前9時から午後9時まで 土曜日、日曜日及び休日は午前9時から午後6時まで

※休日とは、国民の休日に関する法律第3条に規定する休日。

(5) 損害賠償に関する規定の整備

図書館の施設又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならないこととします。ただし、教育委員会がやむをえない事情によるものと認めた場合は、この限りでないこととします。

4 その他

小田原市図書館条例の一部改正に伴い、小田原市図書館条例施行規則において、貸出しの手続等を指定管理者が行うことができることとするための一部改正をします。

5 条例・規則の施行予定日

(1) 小田原市図書館条例等の一部改正

中央図書館に関する部分 平成32年4月 1日予定

小田原駅東口図書館に関する部分 平成32年度予定

(2) 星崎記念館条例の廃止

平成32年3月31日予定